

サキシマmeets 規約

(名称)

第1条

本会は、サキシマmeetsと称する。

(目的)

第2条

本会は以下(1)から(4)の目的達成の為、咲洲で働く人・団体・企業が対等な立場で 情報発信・情報共有・交流を行う場を無償で提供する。

- (1)近隣で働く企業・人の顔が見える関係をつくる
- (2)自主的な連携・協働を促進する
- (3)夢洲で開催される万博を応援し、地域の活性化に繋げる
- (4)咲洲のイメージアップと知名度の向上を進める

(事業)

第3条

本会は前条の趣旨を達成するために、次の事業を行うこととする。

- (1)定期的な全体会(情報交換会と交流会)の開催
- (2)会員相互の情報交換、研究交流、分科会活動のサポート
- (3)内外関連団体などとの連絡、交流、協力
- (4)各種情報の収集と活用

(事務局)

第4条

本会の事務局はアジア太平洋トレードセンター株式会社広報企画室におく。なお、事務局からの連絡事項はメーリングリストで行う。

(参加要件)

第5条

本会の参加要件は次のとおりとし、呼称を「meets会員」と称する。

- (1)コスモスクエア開発協議会の会員企業または会員企業が所有する施設の入居企業および勤務者
- (2)上記(1)からの紹介で事務局の承認を受けた者

(活動)

第6条

1.定例会

- (1)本会における定例会は、事務局の招集により原則年6回開催する。

- (2)定例会の議題は、事務局が報告する本規約第3条の事業報告の他、meets会員が提起できる。
- (3)定例会の議題は、定例会の30日前までに事務局に提出する。
- (4)定例会においては、meets会員同士の交流促進のため、参加者の所属企業名・所属部署・氏名を記載した参加者名簿を作成し、配布する。
- (5) meets会員は定例会、交流会その他への参加意思の有無について回答するよう努める。

2.分科会

- (1)meets会員は事務局への届出により任意に分科会を設立できる。但し、分科会参加者の責任において活動を行うものとする。
- (2)事務局への届け出は、分科会の責任者、連絡先、活動目的の記載等事務局が定めた様式にて提出を行う。
- (3)分科会の責任者は、事務局の求めがあれば定例会にて活動状況を報告する義務を負う。

3.情報発信・共有

- (1)事務局はmeets会員のメールアドレスをGoogle Groupsのメーリングリストに登録する。
- (2)事務局からの連絡及びmeets会員からの情報提供はメーリングリストにおいて行う。

(禁止事項)

第8条 次の事項に該当するまたはそのおそれのある行為は禁止とする。

- (1)公序良俗に反する行為
- (2)法令に違反する行為
- (3)選挙運動もしくはこれに類似する行為、または宗教等への勧誘などの行為
- (4)他の会員もしくは所属企業、第三者に不利益を与える行為（著作権・肖像権・知的財産権の侵害、誹謗・中傷など）・サキシマmeetsの活動や運営を妨害する行為
- (5)事務局が承認していない営業行為
- (6)サキシマmeetsによって提供された制作物等の内容の無断転載及び再配布

(会則の改廃)

第9条 本規約の改廃は、必要に応じて事務局がメール、Facebookページにて公示する。

(退会)

第10条 meets会員は本人の申し出により退会することができる。

2 meets会員は毎年3月末の会員更新手続きを行わない場合は退会したものとみなす。

附則

(施行期日)

この会則は、2021年4月1日から施行することとする。

以上